

25 陳情 第 20 号	「(仮称) 信濃町計画 新築工事」マンション計画に関する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成25年7月4日受理、平成25年9月20日付託
陳情者	新宿区南元町————— ————— 代表世話人 ————— 外11名

(要 旨)

1 「(仮称) 信濃町計画 新築工事」事業主である—————株式会社に、工事の着工前に誠意をもって十分な説明、住民との話し合いを行い、景観と環境に配慮した計画にするようご指導賜りますようお願い致します。

2 「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」による標識設置日よりも更に早い段階で住民が建築構想を知り、事業主と意見交換できる制度の検討をお願い致します。

(理 由)

1 平成25年5月17日に第1回説明会がありましたが、質疑がまだあるにもかかわらず、終了時間であると一方的に打ち切られてしまいました。

—————株式会社へ、2回目の説明会を要望しています。しかし、再三にわたる書面や口頭によるお願い、区からの連絡にもかかわらず、応じて頂いておりません。

合わせて要望や質疑を書面にて送っておりましたが、ようやく6月27日に書面で回答が届きました。

しかし、こちらの希望することは、殆どとっていいほど答えられていません。

通学路であるにもかかわらず、警備員の増員も受け入れられません。

ましてや騒音振動計の設置なども拒否されています。

このように話し合いが進まない中、工事だけは着々と進められています。

話し合いがまとまるまで建築確認申請提出は控えてくださいとお願いしていたにもかかわらず、着実に進められています。まったく誠意が感じられません。

本計画地は、「都市マスタープラン」の中で「七つの都市の森」「低中層住宅地区」にあたります。このように緑と環境を守ろうとしている地域で、周辺に著しい影響を及ぼすマンションが建設されつつあります。

景観の観点からも周辺と調和させるようお願いしていますが、数値による規制が無いため、現実的には建築ボリュームに関しての配慮は一切して頂けません。

区長へもお手紙を提出しました。しかし、制度の限界から強制力がないようで、今は

住民から強くお願いするしかないとのことでした。

そのことから、とにかく話し合いに応じて頂き、————株式会社には、共にまちづくりを考えていただきたいと存じます。

2 今回の問題を受けて、住民側には全く時間がなく意見を聞いていただく余地のないことを痛感いたしました。

住民が建設計画を知った時点では、次々と申請許認可が進んでおり、それを理由に計画変更して頂けず、工事だけが進んでしまいます。

今後、区民がこのような無駄な争いに時間を費やさなくて済むように、早期に計画を知る機会、意見を伝える場を設ける仕組みを検討して頂きたいと存じます。

なお、大規模な建築計画を早期に住民が知るための制度は、以下自治体の実施例がございます。

- ・世田谷区「建築構想の調整」
- ・杉並区「大規模建築の事前周知」等